

令和3年2月4日

四国東部農地防災事務所

1. 委員会について

○本委員会の目的

吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境調査委員会は、本事業の実施による河川環境への影響予測結果を踏まえ、その検証・確認のために行われている委員会である。

○委員構成

別添吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境調査委員会規約（別表-1）のとおりである。

2. 概要・経緯

- 平成16年度の事業計画変更に伴い、取水による吉野川等の水質・動植物に係る影響予測の再シミュレーションを実施。平成20年度に「本事業による吉野川・旧吉野川・今切川への影響はほとんどない」旨の予測について、河川環境調査委員会の了承をいただいているところ。

- しかしながら、上記シミュレーションはあくまでも取水開始前の予測の域を出ないため、取水開始後もモニタリングを継続し本事業の河川環境への影響を評価することが不可欠。なお、取水開始後のモニタリング手法*については、平成23年度の河川環境調査委員会において了承済み。

※ 従前のとおり所定の位置にて水質・動植物の状況を調査。水質については、指標値（過去10年間のデータの基づく対数正規分布の 2σ ）を超過した場合、追加調査を実施し、データを蓄積。

- 仮に、取水開始後のモニタリングで河川環境に何らかの変化が認められるケースが起こった場合、それが本事業に起因するものであるか否かを正確に判断する必要がある。そこで、取水開始前における水質・動植物に係るデータを蓄積するための調査を継続的に実施。
- 平成25年度の河川環境調査委員会において、取水開始前における水質・動植物の変化とその要因について整理。
- 平成26年5月末から、水利使用規則第10条及び第14条に基づき試験通水を開始。取水による河川環境への影響について、取水開始前後のデータ比較により分析し、河川環境調査委員会において評価を頂いているところ。平成26～30年度の河川環境調査委員会では取水による影響は確認できないとして、試験通水及びモニタリングを継続することを了承。

3. 令和2年度委員会の趣旨について

（河川環境調査委員会）

- 試験通水開始7年目で、試験通水計画（資料-1）の第3段階における河川環境への影響について、取水開始前後のデータ比較により分析。【影響区間は、吉野川の柿原取水口～第十堰】
この分析結果について河川環境調査委員会に諮り、取水による河川環境への影響について学識経験者である委員の方々の評価をいただくもの。

4. 過去の活動内容

- 平成 15 年 7 月 河川環境調査委員会の設置
- 平成 16 年 3 月 今後の河川環境調査の検討方針についての説明
- 平成 17 年 3 月 事業計画変更後の取水方法の説明
- 平成 18 年 3 月 吉野川下流域農地防災事業に係る環境ワーキング発足について及び平成 21 年度段階取水に向けてのモニタリングについての説明
- 平成 19 年 3 月 吉野川下流域農地防災事業に係る環境ワーキング発足について及び平成 21 年度段階取水に向けてのモニタリングについての説明
- 平成 20 年 3 月 吉野川下流域農地防災事業に係る環境ワーキング廃止について決定
- 平成 21 年 3 月 将来予測モデルについて良好な再現がなされ、「全量取水後も河川環境への影響はほとんど生じない」と一定の評価を了
- 平成 22 年 3 月 本事業の河川への影響について了
- 平成 24 年 3 月 試験通水時及び供用開始時のモニタリング手法了
- 平成 26 年 3 月 取水開始直前における河川環境の動態についての評価
- 平成 27 年 3 月 取水開始初年度のモニタリング結果について報告
- 平成 28 年 3 月 取水開始 2 年目のモニタリング結果について報告
- 平成 28 年 12 月 取水開始 3 年目のモニタリング結果について報告
- 平成 29 年 12 月 取水開始 4 年目のモニタリング結果について報告
- 平成 30 年 12 月 取水開始 5 年目のモニタリング結果について報告
- 令和元年 10 月 水利権変更に伴う河川環境への影響予測（水質）についての説明
- 令和 2 年 2 月 取水開始 6 年目のモニタリング結果について報告

吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境調査委員会規約

(設 置)

第1条 中国四国農政局四国東部農地防災事務所に「吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境調査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境への影響を把握するために実施される環境影響調査について意見を述べるとともに、必要に応じて河川環境の保全について助言することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、別表－1に示す委員で構成する。

2 委員会委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 委員会は、専門の事項について必要と認める場合は、知見を有する学識経験者等から意見を聴取することが出来るものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(開 催)

第5条 委員会の開催は、年1回程度とする。

2 その他、必要に応じて開催することができるものとする。

(業 務)

第6条 委員会は次に掲げる業務を行うものとする。

1) 段階的取水計画に合わせた環境影響調査に係る調査計画の検討

2) 環境影響調査に係る調査結果の検討

3) 河川環境の保全に関する提案

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、中国四国農政局四国東部農地防災事務所に設置する。

(雑 則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年3月6日から施行する。

委員長	三 井 宏	徳島大学 名誉教授	(土木工学)
委 員	大 森 浩 二	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授	(水域生態 学)
	鎌 田 磨 人	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	(植 物)
	田 代 優 秋	丹波篠山市 農都創造部 農都環境政策官	(魚 類)
	永 禮 英 明	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 環境科学専攻 准教授	(水 質)
	森 也 寸 志	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	(農業土木)
	高 橋 淳 二	四国地方整備局 河川部 河川情報管理官	
	増 尾 学	中国四国農政局 地方参事官 (各省調整)	
	大 村 朋 広	独立行政法人水資源機構 旧吉野川河口堰管理所 所長	
	新 濱 光 夫	徳島県 県土整備部 水管理政策課 課長	
	中 原 幹 起	徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 生産基盤課 水産基盤・国営担当室長	
	久 米 好 雄	徳島市 上下水道局 上下水道事業管理者	

吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境等情報連絡会規約

1. (設 置)

中国四国農政局四国東部農地防災事務所に「吉野川下流域農地防災事業に係る河川環境等情報連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

2. (目 的)

連絡会は、関係者間の情報交換等を密にし、吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う河川環境への影響を把握する環境影響調査等を円滑に行うことを目的とする。

3. (構 成)

連絡会は、別表－１に示す関係者で構成する。

4. (業 務)

連絡会は次に掲げる事項について情報交換を行うものとする。

- 1) 農地防災事業に伴う河川環境への影響調査に関すること。
- 2) 試験通水の実施に関すること。
- 3) その他、必要な事項に関すること。

5. (事務局)

連絡会の事務局は、中国四国農政局四国東部農地防災事務所に設置する。

〈中国四国農政局〉	農村振興部 防災課 課長
	農村振興部 設計課 課長補佐
	農村振興部 農村環境課 環境保全官
	農村振興部 農村環境課 地質官
	四国東部農地防災事務所 調査設計課長
〈四国地方整備局〉	河川部 河川管理課 課長
	徳島河川国道事務所 副所長
〈水 資 源 機 構〉	旧吉野川河口堰管理所 所長代理
〈徳 島 県〉	農林水産部 生産基盤課 課長補佐（国営調整担当）
	県土整備部 水管理政策課 課長補佐（水資源担当）
	農林水産部 水産振興課 主事（企画・団体指導担当）
	危機管理環境部 環境首都課 主任主事（自然環境担当）
	危機管理環境部 環境管理課 課長補佐（水質担当）
	危機管理環境部 安全衛生課 課長補佐（生活衛生担当）
	企 業 局 経営企画戦略課 主事（経営戦略担当）
〈地 元 自 治 体〉	徳島市 上下水道局 浄水課 課長
	鳴門市 企業局 浄水場 場長
	松茂町 上下水道課 課長
	北島町 水道課 課長
〈土 地 改 良 区〉	吉野川下流域土地改良区 常務理事
〈事 務 局〉	四国東部農地防災事務所